

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

健康福祉局	(24年度)	
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>18. 地域支援事業について</p> <p>①介護用品支給事業について</p> <p>ア. 介護用品支給申請書に対する添付書類について（指摘）</p> <p>介護用品支給事業を利用しようとする重度要介護高齢者またはその介護者は、介護用品支給申請書に必要な書類を添えて市長に申請しなければならないこととされている。</p> <p>しかしながら、泉区及び宮城野区において介護用品支給申請書に必要な書類が添付されていないケースが散見された。確認した書類を添付していないことは、事務執行に当たっての要綱への準拠性、事務処理の効率性および透明性ならびに申請者に対する公平性の観点から、区の担当者は介護用品支給申請書に必要な書類が漏れなく添付されていることを確認する必要がある。</p>	<p>平成25年1月30日開催の高齢企画課及び各区障害高齢課等の担当係長が出席する高齢者支援係長会議において、介護用品支給申請書に必要な書類が漏れなく添付されているか、十分に確認を行うよう、周知徹底を図った。これを受けて、当該区では平成25年1月31日に職場内で研修を行い、担当職員全員に書類の添付を徹底した。</p>	

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

健康福祉局	(24年度)	
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>18. 地域支援事業について</p> <p>①介護用品支給事業について</p> <p>イ. 介護用品利用者台帳について（指摘）</p> <p> 仙台市介護用品支給事業実施要綱では、介護用品利用者台帳（様式第5号）その他事業を行うために必要な書類を備え、事業の適正な実施を確保しなければならないこととされている。</p> <p> しかしながら、若林区においては介護用品利用者台帳を作成するにあたって、様式第5号を使用せず、独自の様式を使用していることが判明した。</p> <p> 事務執行に当たっては要綱に準拠することが求められるため、介護用品利用者台帳は第5号様式を使用して作成する必要がある。</p>	<p>平成25年1月30日開催の高齢企画課及び各区障害高齢課等の担当係長が出席する高齢者支援係長会議において、様式第5号を使用した介護用品利用者台帳作成の徹底を確認した。これを受けて、当該区では平成24年4月決定分に遡って台帳を作成し直した。</p>	